



様式第7号（第8条関係）

か環境指令第31号
令和6年3月29日

一般廃棄物処理業許可証

申請者 住所 土浦市白鳥町1096番地の21
氏名 株式会社 東栄商事
代表取締役 東原 友彰

かすみがうら市長 宮 嶋 謙



令和6年2月9日付けで申請のあった一般廃棄物処理業については、かすみがうら市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則第8条第1項の規定により、次のとおり許可する。

許可番号	第69号
営業所の所在地	土浦市白鳥町1096番地の21
営業所の名称	株式会社 東栄商事
取扱廃棄物の種類	(家庭系ごみ・事業系ごみ) 一般廃棄物 (し尿・浄化槽汚泥) (特定家庭用機器再商品化法対象物)
収集運搬及び処分の別	収集・運搬
営業の区域	かすみがうら市全域
許可期間	令和6年4月1日から令和8年3月31日まで
許可条件	別紙のとおり

※許可の状況

令和6年4月1日 許可



許可条件

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、かすみがうら市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例等、関係法令及び許可申請書に付した誓約書の各事項を遵守すること。
- 2 業務遂行にあたっては、市及び関係機関と調整を図り、市の指示に従うこと。
- 3 許可業務に供する収集運搬車両は次のとおりとし、車検または事故等により当該車両以外の車両を使用する場合は、速やかに届け出ること。

車名	車両番号	最大積載量	車両の形状
・いすゞ	土浦800 あ 4581	3,000kg	糞尿車
・いすゞ	土浦800 あ 5750	3,000kg	糞尿車
・いすゞ	土浦830 あ 4166	3,000kg	糞尿車
・いすゞ	土浦800 あ 3286	3,200kg	清掃車
・いすゞ	土浦800 あ 3287	2,380kg	清掃車
・いすゞ	土浦800 あ 2712	3,200kg	清掃車
・いすゞ	土浦800 か 1362	4,900kg	清掃車
・いすゞ	土浦830 あ 358	2,070kg	清掃車
・いすゞ	土浦800 あ 5107	2,400kg	塵芥車
・いすゞ	土浦800 あ 2760	2,000kg	塵芥車
・いすゞ	土浦800 あ 4998	2,050kg	塵芥車
・いすゞ	土浦800 あ 5293	1,800kg	塵芥車
・日野	土浦800 あ 5696	2,000kg	塵芥車
・いすゞ	土浦800 あ 6093	1,950kg	塵芥車
・いすゞ	土浦800 あ 5835	1,750kg	塵芥車
・いすゞ	土浦800 あ 5893	2,000kg	塵芥車
・いすゞ	土浦800 あ 5989	2,950kg	塵芥車
・いすゞ	土浦800 あ 5990	2,000kg	塵芥車
・いすゞ	土浦400 あ 2138	2,000kg	ダンプ
・いすゞ	土浦100 あ 8792	2,000kg	キャブオーバー
・いすゞ	土浦100 あ 3425	2,000kg	キャブオーバー
・いすゞ	土浦100 い 4713	3,750kg	脱着装置付コンテナ専用車
・いすゞ	土浦100 い 5323	3,950kg	脱着装置付コンテナ専用車
・いすゞ	土浦800 あ 6259	2,850kg	塵芥車
・いすゞ	土浦100 あ 445	2,000kg	キャブオーバー
・いすゞ	土浦100 い 2615	2,000kg	キャブオーバー
・いすゞ	土浦800 あ 6348	2,850kg	塵芥車
・いすゞ	土浦800 あ 6350	3,700kg	糞尿車
・いすゞ	土浦800 あ 5008	3,700kg	糞尿車
・いすゞ	土浦100 い 6521	3,000kg	脱着装置付コンテナ専用車

- 4 取扱廃棄物の許可品目及び搬入先については下記のとおりとし、また、指定する搬入先の処理能力範囲内で収集運搬を行うこと。

(一般廃棄物)

◎家庭系ごみ・事業系ごみ

- ・搬入先 小美玉市高崎1824番地2
霞台厚生施設組合 霞台クリーンセンターみらい

◎し尿・浄化槽汚泥

- ・搬入先 石岡市東府中25番1号
湖北環境衛生組合

◎特定家庭用機器再商品化法対象物

- ・搬入先 ①かすみがうら市栄倉5685番地1
イバラキ流通サービス 株式会社
- ②かすみがうら市加茂5303-6
株式会社やまたけ土浦営業所

- 5 事業計画書のとおり事業を遂行すること。
- 6 許可車両を表示すること。また、事業系ごみの収集運搬を行う場合には事業系ごみ専用車である旨を表示すること。
- 7 運搬車については、運搬業務中に荷台から飛散しないよう必要な措置を講じること。
- 8 事故又は紛争等が生じた時は、速やかに報告し、必要な措置を講じること。
- 9 処理業(収集運搬業)に係る一般廃棄物について、種類ごとに帳簿等を整理し、前月の実績を毎月10日までに報告すること。
- 10 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の3に該当した場合は事業の全部又は一部の停止をすることとする。また、同法第7条の4第1項及び第2項に該当するときは、許可の取消しをすることとする。